

訪問介護(第1号訪問介護兼用)契約書

様（以下「利用者」と略します。）と株式会社トータルケアすいーと（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約（以下「本契約」と略します。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、別紙兼重要事項説明書（訪問介護、第1号訪問介護）（以下「重説」と略します。）のサービスを提供します。

利用者は、本契約において、別紙重説のサービスを利用します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

とします。

ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の3日前までに利用者から更新拒絶の申出がない場合、本契約は当然に更新されるものとします。本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。

3 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、事業者は、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

（利用者の基本的権利）

第3条 利用者は事業者によるサービス提供で利用者の意思が最大限に尊重され、プライバシー、個人情報が十分保護されるものとします。

（個別サービス計画の作成・変更）

第4条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）の内容に沿って、サービスの目標、目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明

して同意を得、写しを交付します。

- 2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、提出します。

(提供するサービスの内容・変更)

第5条 利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無については、別紙重説のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
事業者は、利用者からの申し出があった場合、変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 サービス内容を変更した場合、利用者と事業者は、利用者が変更後に利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無について記載した、利用サービス変更合意書を交わします。
- 4 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス利用の中止・変更)

第6条 利用者は、サービス利用前において、いつでもサービス利用の中止又は変更を申し出ることができます。

- 2 事業者は、前項の変更申出に対し、利用者の希望する日時にサービス提供できない場合は、他の利用可能日時について利用者と協議します。
- 3 利用者が、サービス利用日の1日前までに中止を申し入れなかった場合、別紙重説記載のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、病状の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(利用料の支払)

第7条 利用者は、事業者から介護保険の適用を受けるサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別紙重説の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

- 2 事業者は、介護保険の適用を受けないサービスを提供する場合は、特にそのサービスの内容及び利用料を利用者に説明し、利用者は別紙重説の記載に従い、その利用料全額を支払います。
- 3 事業者は、利用者に対し、当月分の利用料の請求書を翌月5日までに送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、利用回数、単価、介護保険適用の有無などの明細を記載します。
- 4 利用者は、事業者に対し、当月分の利用料を、翌月10日までに、事業者の指定する方法で支払います。

(利用料の変更)

第8条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担分に変更が生じた場合は、変更後の利用者負担分を請求することができるものとします。この場合は、事業者は、利用者に対し、速やかに、変更の時期、変更後の金額を十分に説明します。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

2 事業者は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、介護保険給付の適用を受けないサービス利用料を変更するには、利用者に変更の理由を十分説明し、利用者の同意を得るものとします。

(利用者の解約権)

第9条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(利用者の解除権)

第10条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- 二 事業者が、第15条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(事業者の解除権)

第11条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(利用料の滞納)

第12条 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、10日間の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のな

いように、必要な措置を講じます。

- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第13条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 第9条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第10条に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 四 第11条ないし第12条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 五 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- 六 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。

(損害賠償)

第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は賠償損害保険に加入します。
- 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第15条 事業者及び事業者の従業員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由が無い限り、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、ます。

(苦情処理)

第16条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重説記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第17条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

2 前項の介護サービスの提供に関する日々の記録には下記事項を記載するものとします。

- ①食事の有無・程度、②入浴、③介護事故に関する事項（誤嚥、転倒など）、④医師の診断、⑤吸引、血圧を測定した場合の記録、⑥その他 バイタルチェックに関する事項、⑦外出

3 利用者または利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む。）は、事業者に対し、いつでも前各項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外条項)

第18条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上のとおり契約したので、本書2通を作成し、利用者、事業者各1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

(利用者)

私は、この契約書に基づく 訪問 介護サービスの利用を申し込みます。

住 所

氏名

印

電 話

—

—

(署名代行者)

私は、本人の契約意思を確認し、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所

氏 名

印

電 話

—

—

本人との関係

署名代行の理由

(サービス事業者)

私は、居宅サービス事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

住 所 尼崎市昭和通1丁目9番45号

株式会社 トータルケア すいと 印

代表取締役 清 家 綾

電 話 06-6481-8341

FAX 06-6481-8349

尼崎市指定第2873010900号